

平成 23 年度海運関係税制改正要望について

平成 23 年度税制改正に関しては、昨年 8 月末に以下内容の国土交通省要望が財務省に提出されて以降、財務省と国交省との間で折衝が重ねられてきた。

日本船主協会は、今次要望においては国交省の要望内容実現に向けて、関係各方面に精力的に働きかけを行ってきた結果、民主党税制改正 PT (プロジェクトチーム) の重点要望事項には当協会要望が概ね盛り込まれることとなった。【雑誌『海運』2010 年 10・12 月号参照】

【国土交通省平成 23 年度税制改正要望 (外航海運関係概要)】

- ・トン数標準税制：日本籍船の 3 倍の外国籍船 (所謂：自社仕組船) に適用を拡大し、5 年間適用
- ・特別償却：日本籍船の特償率を 30/100 (現行 18/100)、外国籍船は 16/100 (現行 18/100) とし、5 年間延長
- ・買換特例：日本籍船の圧縮率を 90/100 (現行 80/100)、外国籍船は 70/100 (現行 80/100) とし、5 年間延長
- ・外航船舶に係る固定資産税：非課税化
- ・登録免許税：船舶貸渡事業者 (オーナー) を対象として国際船舶を建造・取得した場合、平成 23 年度の所有権保存登記及び抵当権設定登記に係る税率を 1/1000 (本則 4/1000) に軽減

しかしながら、11 月 16 日に公表された政府税制調査会の「ゼロ次査定」では海運関係の全要望に D (認められない) 査定が付される厳しい結果となった。

このような中、国土交通省と財務省の間では引き続き折衝が行われたものの、海運関係税制の維持・拡充については依然厳しい状況が続いた。

その後 11 月 30 日、政府税調は一次査定結果を公表し、トン数税制に関しては D (認められない)、特別償却・買換特例は C (トン数税制要望の取下げと、率等の見直しがなければ認められない)、外航船舶の固定資産税は G (平成 24 年度以降の検討課題)、登録免許税は F (要望取下げ) との評価がなされた。

これに対し、同日に開催された民主党税制改正 PT 総会においては、議員からトン数税制 D 査定に対し、疑問視する意見も多く出されたと伝えられる。

こうした結果、12 月 3 日に公表された政府税調の二次査定においては、固定資産税、登録免許税に関する評価は変わらなかったものの、トン数税制に関しては G (平成 24 年度以降の検討課題) とされ、特別償却に関しては A (認める、償却率及び対象船舶の要件を見直した上で 2 年延長)、買換特例に関しても A (認める、対象船舶を見直した上で 3 年延長) と評価が見直された。

12 月 16 日に発表された「平成 23 年度税制改正大綱」には、上記二次査定結果が反映される形で取り纏めがなされている。【当協会要望に関する各次査定及び政府税制改正大綱結果は「資料 1」参照】

トン数税制に関しては、平成 23 年度からの対象船舶の適用拡大には至らなかったものの、平成 24 年度の導入に向けた足がかりを得ることとなった。また、特別償却および買換特例に関しては、特償率の一部引き下げおよび環境要件に係る変更がなされたものの、期限の到来した租税特別措置は原則全廃するとの政府の基本方針の中であって制度が維持されることとなった。

今後とも日本船主協会は、イコールフットिंगの実現を通じた外航海運の国際競争力強化に向けた努力を継続することとしている。■

(日本船主協会 企画部)

【資料1】

平成23年度税制改正要望事項 改正内容

【海運関係税制】

| 要望項目 | 現行制度 | 要望内容 | 政府税調評価結果 | | | |
|-----------------------------|--|--|----------------|---|--|---|
| | | | ゼロ次 (11/16) | 1次 (11/30) | 2次 (12/3) | 最終 (12/16) |
| トン数 標準税制 | 対象船舶： 自国籍船のみに適用 (日本商船隊の4%) | 日本籍船の3倍ま での外国籍船 (自社の海外子会 社からの定期用船 (所謂：自社仕組 船))に適用拡大 | D | D | G | (現行制度通り) |
| 船舶の 特別償却制度 | 外航環境低負荷船 (3000G/T以上) ・特償率：18/100 ・特償率：16/100 (但し、収入金額の課税の特例 (所謂トン数標準税制)の適 用を受ける法人が取得等をす る日本籍船以外の外航船舶) | 日本籍船の特償率 ：30/100 外国籍船の特償率 ：16/100 | D | C (「トン税拡 充要望」の 取下げ、償 却率等の見 直しが前提) | A (償却率及 び対象船舶 の要件を見 直した上で 2年延長) | 特償率： ・日本籍船：18/100 ・外国籍船：16/100 (環境要件の見直しあり) 適用期間：H23.4.1～ H25.3.31 |
| 特定資産(船舶) の買換特例 (圧縮記帳) | (1) 船舶から船舶 (2) 内航船舶から減価償却資産 ((1)(2)とも譲渡差益の80% を圧縮記帳) 買換え資産(船舶)に対して環 境負荷低減型(中古船に限定) の設備要件あり | 日本籍船の圧縮率 ：90/100 外国籍船の圧縮率 ：70/100 | D | C (「トン税拡 充要望」の取 下げ、圧縮 記帳割合等 の見直しが 前提) | A (対象船舶 を見直した 上で3年延 長) | 圧縮率：80% ・新造船に対しても環境 負荷低減型の設備要件 あり ・買換えた船舶の船齢が 譲渡した船舶の船齢を 下回ること 適用期間：H23.4.1～ H26.3.31 |
| 船舶に係る 固定資産税 | <課税標準> (1) 内航船：価格の1/2 (2) 外航船：価格の1/6 (3) 外国貿易船(外貿実績 50%超)：価格の1/10 (4) 外国貿易船のうち国際船舶 ：価格の1/15 | 非課税 | D | G | G | (現行制度通り) |
| 国際船舶に係る 登録免許税 | 軽減後の税率(本則4/1000) (1) 所有権保存登記 新造又は外国法人から取得 (新造された日から5年を 経過していないもの)をす る国際船舶の所有権の保存 登記 ・・・船舶価額の3.0/1000 (2) 抵当権設定登記 国際船舶の建造又は取得の ための資金の貸付け又は延 払いによる債権の担保とし て設定される抵当権の登記 ・・・債権金額又は極度金額の 3.0/1000 | 船舶貸渡業が建造 若しくは取得(建 造後：5年以内)し た国際船舶の所有 権保存登記及び抵 当権設定登記 ：1/1000 | D | F | F | (現行制度通り) |

※評価結果記号「A」=認める。

「C」=要望内容の抜本的見直しができなければ、認められない。

「D」=認められない。

「F」=要望府省が要望を取り下げたもの又は措置しないことで折衝を了したものの。

「G」=24年度以降の検討課題とするもの。